

★新型コロナウイルスなどの感染症対策にご協力をお願いします★

- ① マスクの着用、手指の消毒 マスクの着用が困難な人などは入場時に相談してください。
- ② 入場時の検温 37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただきます。
発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人はご来場をお控えください。
- ③ 氏名や緊急連絡先などの情報提供 来場者カードに記入していただきますので筆記用具を持参してください。
なお、利用者などから感染者が発生した場合、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報提供されます。
- ④ 会場の混雑状況に応じて、再来場をお願いすることもあります。必要最小限の人数でお越しください。

インターネットで混雑状況が確認できます

HP

浜松市 混雑ランプ

検索

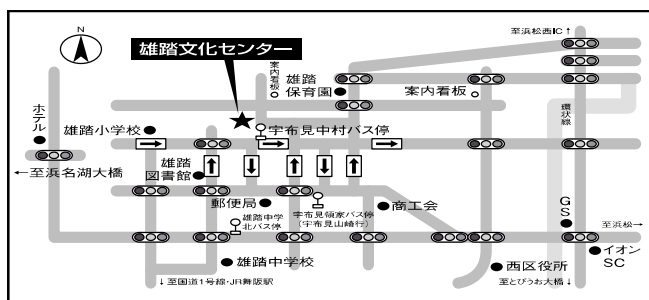
- 1 相談会場 雄踏文化センター 3階 大会議室
※市民税・県民税の申告相談会場です。
- 2 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
- 3 日 程

所得税の確定申告などの国税の相談は、税務署が開催する「無料税務相談所【※注意】」や「アクトシティ浜松 確定申告相談会場」をご利用ください。

なお、入場整理券が必要ですので、裏面「税務署からのお知らせ」を確認してください。

【※注意】「無料税務相談所」は、昨年と異なり、イオンモール浜松志都呂店で開催されます。

2 月	対 象 地 区	3 月	対 象 地 区
21日（月）	雄踏(田端、つるが丘、中村)、伊佐見	1日（火）	雄踏(浅羽、雄踏パーク)、庄内
22日（火）	舞阪(長池、吹上)、入野	2日（水）	舞阪(仲町、新町、第一弁天島、第二弁天島)
24日（木）	雄踏(山崎、領家)、篠原	3日（木）	雄踏(田端、つるが丘)、篠原
25日（金）	雄踏(西ヶ崎、小山)、神久呂	4日（金）	雄踏(小山、領家)、和地
28日（月）	舞阪(砂町、西町)、和地	7日（月）	舞阪(砂町、西町、吹上)、入野
		8日（火）	雄踏(中村、雄踏パーク)、神久呂
		9日（水）	舞阪(仲町、新町、長池)、伊佐見
		10日（木）	舞阪(第一弁天島、第二弁天島)、庄内
		11日（金）	雄踏(浅羽、西ヶ崎、山崎)
		14日（月）	全地区
		15日（火）	



※医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」を事前に作成し、持参してください。

※市民税課(元目分庁舎)や市役所(中区元城町)では、2月16日(水)から3月15日(火)まで申告の相談を行っていません。



【参考】市民税・県民税申告相談中央会場のご案内 ※主に、中区にお住まいの方を対象とした会場です

- 1 相談会場：アクトシティ浜松 展示イベントホール
- 2 受付期間：令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで（土・日・祝日を除く）
※ただし、2月20日（日）、2月27日（日）は開催します。
- 3 受付時間：午前9時から午後4時まで

※無料の駐車場はありません。公共交通機関や有料駐車場をご利用ください。

申告するときに注意すること【所得税、市民税・県民税 共通】

- ◆医療費控除の適用を受けたい人は、必ず、「医療費控除の明細書」を添付してください。(医療保険者から交付を受けた医療費通知が要件を満たしている場合は、明細書へ添付することで記入を省略できます。なお、医療費の領収書の添付や提示では医療費控除の適用を受けることはできません。)※セルフメディケーション税制も同様です。
- ◆『ふるさと納税ワンストップ特例制度』は、所得税の確定申告書や市民税・県民税の申告書を提出しないときに適用される特例です。各申告書を提出するときは、必ず、申告書の所定の欄に控除額や寄附先・寄附額を記入してください。なお、所得税の確定申告書を提出する人は、2表「住民税に関する事項」への記入もお願いします。
- ◆「医療費控除の明細書」や「(営業・農業・不動産所得などの)収支内訳書」は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での作成が便利です。

『市民税・県民税申告書』を自宅などで作成できます

市民税課 ☎457-2145

●申告用紙に手書きで記入して作成

- ・申告書と申告の手引などは前年の実績から対象と思われる人へ「2月上旬に郵送」します。
- ・申告が必要で書類が届かない人は、市民税課へ『郵送希望』の連絡をしてください。

又は

●浜松市ホームページで作成して印刷

- ・『市民税・県民税申告書作成コーナー』で必要項目を入力。印刷した申告書に必要事項を追記。
- ※令和4年度申告書の作成は1月下旬から利用開始予定。なお、申告書のデータ送信はできません。
- 申告書の作成、申告用紙・手引などのダウンロードはこちら↓

HP ▶ 浜松市 申告書作成コーナー 検索

●作成した市民税・県民税申告書と下記の書類を同封して『市民税課へ郵送』

- ①原本を同封…給与や年金の源泉徴収票、事業所得や不動産所得の収支内訳書など
医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、
社会保険料や寄附金の領収書(寄附金控除に関する証明書)など
- ②写しを同封…「マイナンバーカードの表面及び裏面」又は「番号確認書類と身元確認書類(運転免許証など)」
※書類(原本)の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、②の書類は返却いたしません。

税務署からのお知らせ(所得税の確定申告について)

【中・西・北区】浜松西税務署 ☎555-7111(代表)

～「スマートフォンやパソコンからe-Tax」が便利です～ 【東・南・浜北・天竜区】浜松東税務署 ☎458-1111(代表)

国税庁ホームページの
「確定申告書作成コーナー」で作成

詳しくは、国税庁ホームページへアクセス

国税庁HP ▶ 確定申告 検索

スマホの人は
こちらから →「e-Tax(電子申告)」で送信
(又は、プリンターで印刷、管轄の税務署へ郵送)※インターネットを利用しない人は、税務署へ電話連絡して、
申告用紙や手引などの郵送を依頼してください。

管轄の税務署へ電話 → 音声案内で「0」を選択

確定申告相談会等の開催について

～ 新型コロナウイルスなどの感染症対策にご協力をお願いします ～

- ・会場内の混雑緩和のため、各会場への入場には、入場できる時間帯が指定された『入場整理券』が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
- ・確定申告相談会場では、当日に『入場整理券』を配付しますが、事前にLINEアプリでのオンライン予約もできます。

相談会・説明会区分	開催場所	開設期間(土・日・祝日を除く)	開設時間
確定申告相談会場	アクトシティ浜松 展示イベントホール	2月16日(水)～3月15日(火) ※2月20日(日)・27日(日)に限り開設	午前9時～午後5時
住宅借入金等特別控除説明会		2月10日(木)～2月15日(火)	午前9時～午後4時
無料税務相談所(※1)	イオンモール浜松志都呂店 イオンホール 開店時は「専門店街地下D東側入口」にお並びください	2月1日(火)～2月3日(木) 及び 2月7日(月)～2月15日(火)	午前10時～正午、 午後1時～午後4時30分

(※1)無料税務相談所では、譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税、相続税の申告や複雑な消費税及び地方消費税などの相談には応じられません。